

## 第3章

### 政策目標と施策の目指す方向



## 1 高齢者を取り巻く課題

内閣府の「高齢社会白書」（平成29年版）によると、高齢化の要因は大きく分けて、①年齢階級別の死亡率の低下による65歳以上人口の増加と、②少子化による若年人口の減少、の2つとされています。

若年人口の減少が進む中で、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに平成52(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれており、このような社会構造の変化や、都市部と中山間地域等、地域によって異なる状況や介護需要などを踏まえたきめ細かな対応が求められています。

この章では、第2章で検証した高齢者を取り巻く状況や、介護保険制度の実施状況などにより明らかとなった様々な問題を踏まえ、今後の本県における課題を明らかにします。

### <主な課題>

#### > 健康づくり・生きがいつくりの推進

- ⇒ 健康寿命の延伸に向けた健康づくりや生きがいつくりなどの取組に加え、高齢者がこれまで培った豊かな知識や経験等を生かして、生涯を通じて地域の中で活躍できる環境整備が必要
- ⇒ 高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けていけるよう支援体制を整えることが必要

#### > 高齢者が暮らしやすい環境の整備

- ⇒ 地域の住民や多様な主体が参画し、孤立化のおそれのある高齢世帯を地域で支え合う体制を構築していくことが必要
- ⇒ 本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、よい環境で暮らし続けていけるよう、地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に提供される仕組みづくりが重要

#### > 保険者機能の強化

- ⇒ 介護を必要とする方に必要なサービスを適切に提供していくため、保険者である市町による地域の実情にあった自立支援、重度化防止、給付の適正化等に向けた取組への支援が重要
- ⇒ サービス提供の効率化・重点化、サービスの質の確保・向上が不可欠
- ⇒ 保険料や公費による費用負担が増加し続ける中であって、持続可能な介護保険制度運営を国に求めることが必要

#### > 介護を担う人材の確保

- ⇒ 介護や支援を必要とする高齢者が増加し続ける一方で、担い手となる若年世代は減少していくことから、介護を担う人材の安定的な確保と育成、地域の担い手の確保が重要

## 2 政策目標

この計画では、本県の高齢者を取り巻く状況を踏まえ、本県の高齢者人口がピークを迎え、県民の3人に1人が高齢者となる平成32（2020）年、さらには、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に向けて、高齢者がこれからも末長く健やかに「愛顔<sup>えがお</sup>」で暮らせる社会づくり、すなわち、県長期計画に掲げる「高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現」を目指します。

高齢期に至っても、健やかで心豊かな生活が送れるようにするためには、まず、生涯にわたる健康づくりと、社会参加活動や学習機会を通じての生きがいの充足が重要となります。

一方で、心身機能の低下の傾向が見られる後期高齢者の増加により、医療・介護サービスの増大や介護人材の不足が見込まれることから、必要な住まいをはじめ、日常生活の支援や適切な介護サービスの提供と、それらを担う人材の確保・育成に向けた取組を推進するとともに、介護保険制度の持続性を確保するために市町の保険者機能の強化を図ることが求められています。

そして、少子高齢化等に伴う社会の変容により、高齢者を取り巻く課題やニーズが多様化・複雑化する中、様々な課題に対応していくために、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

以上のことから、新しい計画の政策目標を、次のとおり設定します。

えがお  
— 高齢者が健康長寿を実感し、地域において愛顔で暮らせる共生社会づくり —

えがお  
「愛顔」とは「前向きな気持ちと思いやりの心が結集した愛のある笑い顔」のこと

### 3 施策の目指す方向

政策目標を達成するため、次のとおり4つの“施策の目指す方向”を定め、それぞれの具体的施策を進めます。

#### (1) 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って高齢期を過ごすためには、健康寿命の延伸に向けた取組が重要であることから、高齢者の生活習慣病の発症予防や重症化予防の徹底、栄養・食生活、運動などを意識した健康づくりに取り組むとともに、歯と口腔の健康づくりに努めます。

また、高齢者が、仕事や社会活動を通じて生きがいを実感し、引き続き、地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる環境づくりを推進するとともに、誰もが役割と生きがいを持ち活躍できる地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。

#### (2) 高齢者の自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり（地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢者の多くは、長年生活してきた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいます。

このため、今後、地域共生社会の実現を念頭に置きつつ、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた自宅や地域で、各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを核として、各市町による自立支援や介護予防、重度化防止等に向けた取組を支援します。

また、在宅医療と介護の連携を進めるとともに、認知症新オレンジプランに沿った施策の実行のほか、高齢者に対する生活支援の推進に努めます。

#### (3) 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者の住まいや施設の整備・充実を図るとともに、市町や関係機関等との連携の下、交通事故や犯罪による被害等の防止に努めます。

また、近年多発する自然災害から高齢者等の命を守り、安全を確保するため、避難場所の整備などハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練など、ソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な「援護」に取り組みます。

さらに、市民後見人を含めた成年後見制度の活用促進を図るとともに、虐待防止など、高齢者の権利擁護の取組を推進します。

#### (4) 介護保険制度を支える仕組みづくり

介護サービスの利用者の増大に伴い、信頼性の高い介護サービスの提供と、それらを担う質の高い介護人材の確保が求められます。

このため、市町による地域の実情を踏まえた居宅・施設サービスの整備・充実化を支援するとともに、各種施策を通じた介護人材の安定的な確保と育成に努めます。

また、介護サービス情報の公表や外部評価、苦情処理体制の強化等を通じた利用者保護とともに、サービス事業者等の指導・監督、要介護認定やケアマネジメント、事業者のサービス提供体制等に関する介護給付の適正化を図ります。

## 4 施策の体系

### 1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

1-1  
健康寿命の延伸への取組

- (1) 健康づくりの取組の推進
- (2) 地域保健体制の整備

1-2  
社会参加の促進と  
生きがいつくり

- (1) 社会参加の促進と就業支援
- (2) 生きがいつくりの推進

1-3  
地域共生社会の推進

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

### 2 高齢者の自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり（地域包括ケアシステムの深化・推進）

2-1  
自立支援、介護予防・重度化  
防止の推進

- (1) 保険者機能の強化
- (2) 介護予防・生活支援体制整備の推進
- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- (4) 地域ケア会議の推進

2-2  
在宅医療・介護連携の推進

- (1) 医療・介護提供体制の構築
- (2) 医療と介護の連携強化
- (3) 在宅医療・介護連携推進事業への支援
- (4) リハビリテーションの推進

2-3  
認知症高齢者への支援

- (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3) 若年性認知症対策の強化
- (4) 認知症の人の介護者への支援
- (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- (6) 認知症の人やその家族の視点の重視

2-4  
高齢者への生活支援の推進

- (1) 生活支援
- (2) NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働
- (3) 生活困窮者等への支援

### 3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

#### 3-1 高齢者の住まいの確保

- (1) 高齢者の住まいの確保・充実
- (2) 多様な施設等サービスの提供
- (3) 住環境の整備

#### 3-2 安全な暮らしの確保

- (1) 犯罪等被害の防止・交通事故対策
- (2) 災害時の対策
- (3) 人にやさしいまちづくりの推進

#### 3-3 高齢者の権利擁護の取組

- (1) 高齢者虐待防止対策の推進
- (2) 成年後見制度・権利擁護事業の充実
- (3) 介護サービス事業者における環境整備
- (4) 介護保険施設等における環境整備

### 4 介護保険制度を支える仕組みづくり

#### 4-1 介護サービス提供体制の充実及び質の向上

- (1) 介護基盤等の整備・充実
- (2) 介護サービス情報の公表
- (3) 介護等サービス評価の取組の推進
- (4) 介護サービス事業者等に対する指導監督の実施

#### 4-2 介護人材の確保・資質の向上

- (1) 介護人材確保の取組
- (2) 多様な専門職の確保等
- (3) 在宅介護を担う家族等の支援

#### 4-3 公平で適正な介護給付の推進

- (1) 要介護認定の公平性の確保・適正な実施
- (2) 介護給付の適正化の推進（第4期愛媛県介護給付適正化計画）
- (3) その他

#### 4-4 介護サービス利用者等に対する支援

- (1) 関係機関が連携した苦情処理体制等の強化
- (2) 福祉サービスの苦情解決
- (3) 低所得者対策の一層の充実
- (4) 共生型サービスの推進等（障害福祉サービスとの連携）

